

茨城県立取手第一高等学校PTA会則

第一章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、茨城県立取手第一高等学校PTAと称し、事務局を学校内に置く。

(会 員)

第2条 本会は、茨城県立取手第一高等学校に在籍する生徒の保護者と教職員を会員とする。

2 特別事業に際して必要に応じて本会の趣旨に賛同する者を特別会員とすることができる。

第3条 本会は取手第一高等学校の教育目的のために、保護者と教職員が協力して、生徒の健全育成を図り、有為な人材を養成するとともに、会員相互の親睦を深め、本会の資質の向上を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)学校・家庭・地域との緊密な連携を図ること。
- (2)生徒の健全育成に関すること。
- (3)会員の研修と親睦に関すること。
- (4)教育環境の整備・充実に関すること。
- (5)その他、本会の目的達成に必要な事業

第二章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名 (保護者)
- (2)副会長 3名 (保護者3名)
- (3)顧 問 若干名 (学校長)
- (4)書 記 若干名 (保護者)
- (5)会 計 3名 (保護者2名、教職員1名)
- (6)監 査 2名 (保護者)
- (7)幹事長 1名 (教頭)
- (8)幹 事 若干名 (教職員)

(役員を選出)

第6条 役員は次の手続きにより選出する。

- (1)会長、副会長、書記、会計(保護者)、監査は役員選考委員会の推薦により、運営委員会において選出し、総会の承認を得る。
- (2)顧問は学校長とする。
- (3)会計のうち1名は教職員とし、運営委員会の承認を得てこれを会長が委嘱する。
- (4)幹事長及び幹事については、教職員の中から互選し、運営委員会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、後任者が選出されるまでその任務を遂行しなければならない。

3 役員に欠員が生じた場合には、補欠選を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を総務し、会議を招集し、本会を代表する。

- (2) 副会長は、会長を助け、会長不在のときはその代理を務める。
- (3) 顧問は、本会の各種会議に出席し、意見を述べ、相互の調整にあたることができる。
- (4) 書記は、本会の議事を記録する。
- (5) 会計は、本会の会計を処理する。
- (6) 監査は、年1回本会の会計を監査し、運営委員会、総会に報告する。
ただし、必要があるときは臨時に監査を行うことができる。
- (7) 幹事長は、一般事務を総括し、幹事は幹事長を助け事務を行う。

第三章 組織

(会議)

第9条 本会は、第4条の事業を行うため次の会議を行う。

- (1) 総会 (2) 運営委員会 (3) 役員会 (4) 四役会議 (5) 雁耕祭委員会
- (6) 広報委員会 (7) 生徒指導委員会 (8) 各年次会 (9) 役員選考会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関で毎年1回定期総会を開催する。

- 2 会長または運営委員会で必要と認めるときには、臨時総会を開催することができる。
- 3 緊急を要する事項の場合には、運営委員会をもって総会に代えることができる。ただし、この場合には、次の総会に報告しなければならない。
- 4 総会は、次の事項を審議し、議決、承認する。
 - (1) 事業の計画 (2) 予算の計画 (3) 事業の報告 (4) 決算の報告
 - (5) 会則の改廃 (6) 役員承認 (7) 本会の目的に必要な事項
- 5 総会の定足数は会員の過半数とする。欠席の場合、委任状により代理人を立てることができる。議決は出席会員の過半数とする。
- 6 総会は会長が招集し、議長を選出して議長が議事を進行する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、運営委員会の構成は次のとおりである。

- (1) 役員 (2) 雁耕祭委員 (3) 広報委員 (4) 生徒指導委員 (5) 年次委員

- 2 運営委員会は次の事項を議決する。
 - (1) 総会提出議案に関する事 (2) 役員選出に関する事
 - (3) 総会より委任された事項 (4) 収支予算の補正
 - (5) 諸規定、細則の制定、改廃に関する事
 - (6) その他、緊急事項の処理に関する事
- 3 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、顧問、書記、会計、監査、幹事長、幹事で構成し、本会の企画・運営にあたる。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

(四役会議)

第13条 四役会議は、顧問(校長)、会長、副会長(1名)、幹事長で構成し、緊急性が高く、会議を開くことが困難と思われた場合、本会の意思決定を行うことができる。

(専門委員会)

第14条 本会の運営にあたるため、次の専門委員会を置く。

- (1) 雁耕祭委員会 (2) 広報委員会 (3) 生徒指導委員会 (4) 年次委員会
- 2 各委員会は専門委員および教職員で構成し、委員会ごとに委員長、副委員長を選出する。
- 3 各委員会は、必要に応じて委員長が招集し、運営する。
- 4 各委員会の事業は次のとおりとする。

- (1) 雁耕祭委員会
 - ・雁耕祭の催し等に関する事
- (2) 広報委員会
 - ・広報に関する事
- (3) 生徒指導委員会
 - ・生徒指導に関する事
 - ・家庭との連携に関する事
- (4) 年次委員会
 - ・会員の研修に関する事

(年次会)

第15条 本会には年次会を置く。

- 2 年次会は、委員および年次主任、教職員で構成し、年次ごとに委員長、副委員長を選出する。
- 3 各年次会は、必要に応じて委員長が招集し、運営する。
- 4 年次会は次の活動を行う。
 - (1) 各年次の経営の方針を理解し、協力する。
 - (2) 年次ごとに年次主任に協力し所属する年次に関する事項を審議、運営する。
 - (3) 各年次に即した活動を行い、親睦をはかる。

(役員選考会)

第16条 本会に、役員選考会を置く。

- 2 本会は、会長が招集する。
- 3 本会は、会長、副会長、書記、会計（保護者）、監査、各年次委員長で構成し、この中から選考委員長を選出して議事を進める。
- 4 本会において次年度の会長、副会長、書記、会計（保護者）、監査を推薦する。
- 5 選考委員長は、決定事項を運営委員会に付議し、総会において提案しなければならない。
- 6 この会の任務は、総会において承認と同時に終了する。

(各会議の成立および議決)

第17条 各会議は出席委員をもって成立するものとし、議決は出席委員の多数決によるものとする。ただし、総会に関する事項は第10条の5に定める。

付 則

令和 7年5月10日会則の一部改正

第四章 会 計

(会 計)

第18条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会員の入会金および会費は次のとおりとする。
 - (1) 入会金は1世帯200円
 - (2) 会費は生徒1名につき月額300円。年間3,600円とする。ただし、入会金については、年度末で退会しない限り生徒が複数入学しても重複しない。

(特別会計)

第19条 本会に特別会計として、特別事業準備金積立の会計を設ける。また、必要に応じて、その他の特別会計を設けることができる。

(会計手続)

第20条 本会の会計手続の詳細は、別に定める。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 補 則

(諸帳簿)

第22条 本会は次の帳簿を備える。

- (1)会則 (2)会計簿 (3)諸記録簿 (4)会員名簿
(5)役員名簿 (6)備品台帳 (7)寄付台帳 (8)その他必要な帳簿

(細則)

第23条 本会は、目的達成のために必要な細則は、役員会でこれを定め、会長が運営委員会に諮問し、議決を経て総会に報告する。

(その他)

第24条 個人情報については、その保護に努める。

(会則の改正)

第25条 この会則を改正するには総会において出席者の三分の二以上の賛成を要する。

付 則

本会の会計は昭和57年4月1日から実施する。

平成20年5月10日会則の一部改正

平成22年5月8日会則の一部改正

平成23年5月14日会則の一部改正

平成24年5月12日会則の一部改正

平成25年5月18日会則の一部改正

令和3年5月15日会則の一部改正

茨城県取手第一高等学校PTA細則

(目的)

第1条 この細則は、茨城県立取手第一高等学校PTA会則第22条に基づき、本会の運営に関する必要な規程を定めることにより、円滑なPTA活動に資することを目的とする。

付 則

本細則は、平成20年5月10日から適用する。

会計経理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立取手第一高等学校PTA会則第19条の規定に基づき、本会の経理事務に関し必要な事項を定め、適正な取扱いを図ることを目的とする。

(運営及び執行)

第2条 この規程の運営及び執行に関わる次の事項について、学校長に委任する。

(1)会費の徴収に関すること

(2)予算の執行に関すること

ただし、1件100万円を超える事業については、役員会に諮り、運営委員会の議決を得なければならない。

(3)預金通帳及び現金の保管に関すること

(4)会計帳簿の整理保管に関すること

(会計担当者)

第3条 会計担当者は、本校の教職員とし、顧問(学校長)の推薦により会長がこれを委嘱する。

(会計処理手続)

第4条 会計処理は、以下の手続きをもって行う。

(1) 収入

- ・経費徴収の内容（会費等を徴収する目的、徴収額、徴収方法、主な用途など）を書面等により明確にし、生徒及び保護者、教職員に対し、確実な方法により周知を図る。

(2) 支出

- ・各事業の担当者は、事業計画書（事業内容、経費の明細）を作成し、会計担当者に提出しなければならない。
- ・会計担当者は、事業計画書の内容について茨城県の条例および規則に準じて審査し、適正であると認められる場合には、関係者の決済を受けた上で、契約手続きを行う。
- ・本会の役員等が会の業務のために旅行した場合の旅費については、茨城県の条例及び規則の規定を準用する。

（書類等の保管）

第5条 当該年度における会計書類（証拠書類、帳票など）は、会計担当者が保管する。

- 2 本会の会計書類および通帳は、これを5年間保存する。

（予算・決算）

第6条 会計担当者は、当該の会計年度終了後速やかに決算書を作成し、会長に提出するものとする。

- 2 会計担当者は、決算書と併せて次年度の予算書原案を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、次年度の予算書原案について運営委員会に諮問し、議決を経て総会に報告する。

（監査）

第7条 会長は、提出された決算書により本会監査員の監査をうけなければならない。

- 2 監査員は、監査内容について運営委員会に諮問し、議決を経て総会に報告する。

（規程の改正）

第8条 この規定を改正するには、役員会における議決を要する。

付 則

本規程は、平成20年5月10日から適用する。

特別事業準備積立に関する規程

（目的）

第1条 この規程は会則第18条に基づき、本校における周年事業等の特別事業に対し経済援助を行うことにより、本校教育の進展に寄与することを目的とする。

（支援事業）

第2条 この積立による支援事業は次の事業とする。

- (1) 周年事業
- (2) 高文連、高体連、高野連その他教育的・文化的機関主催行事
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業

（会計手続）

第3条 本規程の会計手続については、PTA会則第19条に基づき、会計経理に関する規定を準用する。

（規程の改正）

第4条 この規定を改正するには、役員会における議決を必要とする。

付 則

本規程は、平成20年5月10日から適用する。

慶弔に関する規程

第1条 本規程は、保護者・生徒及び本校に勤務する教職員の慶弔に際して、本校として微意を表わすために設ける。

第2条 慶弔の規程は、次のとおりとする。

		結 婚	出 産	死 亡	災害・見舞	備 考
教 職 員	本 人	10,000 円	10,000 円	10,000 円 花輪又は生花 一基	10,000 円 二週間以上の 入院又は病欠	
	配 偶 者		10,000 円	10,000 円 花輪又は生花 一基		
	両 親			10,000 円 花輪又は生花 一基		
生 徒	本 人			10,000 円 花輪又は生花 一基	10,000 円 二週間以上の 入院又は病欠	
	保 護 者			10,000 円 花輪又は生花 一基		

第3条 上記に該当しない教職員・生徒の公傷、公死の場合は、その都度役員会により見舞金その他を決定する。

第4条 その他必要とする場合は、役員会により決定する。

第5条 返礼は一切受けないこととする。

第6条 本規程は、昭和47年4月1日から実施する。

付 則

平成20年5月10日改正（平成20年5月10日から適用）

令和 7年5月10日会則の一部改正

茨城県立取手第一高等学校後援会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、茨城県立取手第一高等学校後援会と称し、取手一高PTAの下部機関とする。

2 本会は茨城県立取手一高に在籍する生徒の保護者を一般会員とする。

3 本会は一般会員の他に、本会の目的に賛同する者を会長承認の上で賛助会員とすることができる。

(目的)

第2条 本会は、本校における教育活動を後援し、向上発展させることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う、

(1) 生徒の学習及び学校行事に関する援助

(2) 生徒の特別活動に関する補助

(3) 進路指導などに関する援助

(4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 本会には次の役員を置く。

(1)会長 (2)副会長 (3)顧問 (4)書記 (5)会計 (6)監査 (7)幹事長 (8)幹事

(役員任期)

第5条 任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員選出)

第6条 本会の役員は、一般会員および賛助会員の中からPTA会長が任命する。

2 本会の役員のうちPTA会長による任命がないものは、PTA役員が兼ねる。

(役員任務)

第7条 役員任務は、PTA会則第8条に準ずる。

(会議)

第8条 会議は、総会及び運営委員会とし、PTA会則第三章第10条から第11条による。

(会計)

第9条 本会の経費は、入会金・会費及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は次のとおりとする。

(1)一般会員の入会金は1世帯10,000円とする。

(2)一般会員の会費は生徒1名につき月額800円、年間9,600円とする。

(3)賛助会員の会費は年会費のみとし、一口1,000円で三口以上とする。

3 部活動試合の後援については、以下を原則とする。

高体連・高野連・高文連に登録されている部活動の公式試合に対する補助額は別に定める。

(会計手続)

第10条 本会の会計手続については、PTA会則第19条に基づき、会計経理に関する規程を準用する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

本会の会則は、平成21年5月9日から施行する。

平成25年5月18日会則の一部改正

平成28年5月14日会則の一部改正

平成29年5月13日会則の一部改正

令和5年5月13日会則の一部改正

補助に関する規程

(補助対象大会)

- 1 補助対象大会は本校が加盟する高体連、高文連および高野連が主催する大会とする。
- 2 上記大会に参加生徒のうち、上位の大会に選考および選抜された場合はその大会を対象とする。

(補助額)

- 1 県内大会の参加経費の補助額は80%を上限とする。
- 2 県外大会の参加経費の補助額は90%と上限とする。
- 3 その他団体等から補助があった場合は、その額を減ずる。

(その他)

この規程は令和5年4月1日から適用する。

補足 補助額の運用額は、前年度の決算額を基に検討して運用する。

令和5年度より運用額は、県内大会 70%、県外大会 80%としている。

茨城県立取手第一高等学校普通教室空調設備管理委員会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、茨城県立取手第一高等学校普通教室空調設備管理委員会と称し、事務局を同校内に置く。

(会員)

第2条 本会は、茨城県立取手第一高等学校に在籍する生徒の保護者を会員とする。

(目的)

第3条 本会は、本校の教育環境の整備・充実を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 普通教室への空調設備の設置及び更新、管理運営

(2) その他

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

(1) 会長 (2) 副会長 (3) 顧問 (4) 書記 (5) 会計 (6) 監査

(役員任期)

第6条 任期は1年とし、再任は妨げない。

(役員選出)

第7条 本会の役員はPTAの役員が兼ねる。

(役員任務)

第8条 役員任務はPTA会則第8条に準ずる。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし、PTA会則第10条、第12条及び第16条に準ずる。

ただし、会長が必要と認めるときは、教職員の出席を求めることができる。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会計手続き)

第11条 本会の会計手続きについては、PTA会則第19条に基づき、会計経理に関する規定を準用する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(使用規定)

第13条 空調設備の使用規定は別途定める。

(会則改定)

第14条 会則改定はPTA会則25条に準ずる。

付 則

本会の会則は、平成23年5月14日から施行する。

平成25年5月18日会則の一部改正

平成28年5月14日会則の一部改正

令和2年5月16日会則の一部改正